

令和 4 年度水質測定計画（案）について（概要）

福島県生活環境部水・大気環境課

第 1 令和 4 年度水質測定計画のポイント

1 公共用水域の水質測定計画

- 環境基準項目について、109 河川等、127 水域、197 地点で測定を行う。
- 生活環境項目の測定項目から大腸菌群数を削除し、大腸菌数を追加する。

2 地下水の水質測定計画

- 環境基準項目について、概況調査 57 地点（前年度 59 地点）、継続監視調査 234 地点（前年度 202 地点）で測定を行う。

第 2 公共用水域の水質測定計画

1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定める。

2 調査の種類

(1) 環境基準項目等調査

水質汚濁に係る人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められている項目並びにその他排水基準が定められている項目等に関する調査。

(2) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握し、知見の集積のために実施する調査。

(3) トリハロメタン生成能調査

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 24 条に基づいて、水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために行う調査。

3 環境基準項目等調査

(1) 対象水域及び測定地点

水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の環境基準点及び補助点並びにその他必要な地点において、原則として毎年同一地点で測定する。

ただし、環境基準の類型指定がされていない支川のうち 24 地点については、ローリング方式*により測定する（各年約 8 地点×3 年間）。

*水質の変化が少なく環境基準が継続して達成されている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

表 公共用水域水質測定地点数

水域	令和3年度	令和4年度	増減
河川	78河川 (96水域) 132地点	78河川 (96水域) 132地点	0
湖沼	18湖沼 (18水域) 31地点	18湖沼 (18水域) 31地点	0
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	109河川等 (127水域) 197地点	109河川等 (127水域) 197地点	0

※河川のうち、令和3年度及び令和4年度の8地点は、ローリング方式による調査地点。

(2) 測定項目

ア 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌数等12項目

イ 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等27項目

ウ その他の項目

(ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等5項目

(イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等10項目

(3) 測定回数

ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川において、生活環境項目は毎月1回を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、水域の状況に応じて測定回数を決め、測定する。

(イ) 湖沼において、生活環境項目は毎月1回を基本として（自然条件により調査が不可能な期間を除く）測定し、健康項目及びその他の項目は、水域の状況に応じて測定回数を決め、測定する。

(ウ) 海域において、生活環境項目は年6回の等間隔の調査を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、水域の状況に応じて測定回数を決め、測定する。

イ その他の地点

四半期毎に1回程度を基本として測定する。

4 要監視項目調査

県内の汚染状況を把握し、知見の集積を図るために、昨年度と同地点、同項目で調査する。

・測定地点：12地点（令和3年度12地点）

・測定項目：クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等32項目

5 トリハロメタン生成能調査

水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために調査する。

・測定地点：14地点（令和3年度14地点）

・測定項目：クロロホルム生成能、ブromoホルム生成能等4項目

第3 地下水の水質測定計画

1 目的

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定める。

2 調査の種類

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。新たな汚染の発見を目的としているため、未調査の井戸又は前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

ア ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分(全113区分)し、各メッシュから井戸を選定し、ローリング方式により全メッシュを5年程度のサイクルで実施する調査。

イ 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合や、環境基準以下で汚染(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外)が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

(3) 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

(4) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握し、知見の集積のために実施する調査。

3 測定地点

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 概況調査(ローリング方式) | 27地点 |
| (2) 概況調査(定点方式) | 30地点 |
| (3) 汚染井戸周辺地区調査 | ※汚染の状況により選定する。 |
| (4) 継続監視調査 | 234地点 |
| (5) 要監視項目調査 | (1)より10地点 |

4 測定項目

(1) 概況調査(ローリング方式)

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする(27項目)。

(2) 概況調査(定点方式)

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜選定する。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準超過項目及び環境基準以下で検出した項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）とする。

(4) 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

(5) 要監視項目調査

原則として、地下水における人の健康の保護に関する要監視項目の全項目とする（25項目）。

表 地下水測定地点数

区分		測定地点数			測定項目数（のべ数）		
		R 3	R 4	増減	R 3	R 4	増減
概況 調査	ローリング	27	27	0	729	729	0
	定点	32	30	-2	173	145	-28
継続監視調査		202	234	+32	1,158	1,229	+71
要監視項目		10	10	0	202	202	0
合計		271	301	+30	2,262	2,305	+43